５．質 問

みなさまの質問にお答えします。

Q　料金が一括請求になることで上下水道料金は上がるのですか？

A　料金の計算方法が変わるわけではありませんので一括請求になることで料金が上がることはありません。しかし、平成23年11月請求分については、下水道使用料の請求が1ヶ月後ろにずれて使用期間が3ヶ月になることなどから請求金額は上がります。1月請求分からは、2ヶ月分の上水道料金と下水道使用料を合わせた金額になります。

Q 上下水道料金の内訳（上水道料金・下水道使用料）は分かりますか？

A ご使用水量等のお知らせ（検針票）・納付書に料金の内訳が記載されます。納付書支払いの場合は納付書で、口座振替の場合はご使用水量等のお知らせ（検針票）で料金の内訳を確認してください。

Q 上水道しか使用していない場合でも上下水道料金として請求されるのでしょうか？

A 請求の名目は上下水道料金となります。しかし、請求の内訳は上水道料金のみであり、下水道使用料が請求されることはありません。

同様に、下水道のみを使用している場合も上水道料金が請求されることはありません。

Q 今まで親子で上水道料金と下水道使用料を分けて支払いをするために、名義を上水道と下水道で変えていたのですがこれからはどうなるのですか？

Q 上水道料金は口座振替で下水道料金は納付書で支払っているのですが、これからはどうなるのですか?

A名義は上水道の使用者に統合して上下水道料金として一括請求しますので分けて支払うことはできません。申し訳ありません。

　上水道料金と下水道使用料の名義に相違がある方には、文書を送付いたします。

A 上水道料金と下水道使用料とで支払方法に相違がある場合は、上水道料金の支払方法に統一させていただきます。相違がある場合には後日文書を送付いたします。

〒833-8601

福岡県筑後市大字山ノ井898番地

筑後市役所　上下水道課　庶務係

℡0942-53-4111

下水道担当（内線192）・上水道担当（内線191）

重　要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【南地区用】

※このお知らせは、上水道のみ・下水道のみ使用の場合でも関係があります。

平成23年11月請求分から

上下水道料金は一括請求に変わります。

　筑後市上下水道課では、お客様の利便性の向上、事務の効率化を図るために、これまで別々に請求していた上水道料金と下水道使用料を一括して請求することになりました。上下水道料金の一括請求により、料金請求の内容や各種届出に変更が生じます。

　なお、上水道のみを使用している場合は新たに下水道使用料が請求されることはありませんが、検針月や料金の調整を行わせていただきます。下水道のみを使用している場合も同様です。

　つきましては、このチラシをお読みいただき、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

1. 料金の納付月について

現在、上水道料金は奇数月に、下水道使用料は偶数月に納付書による納付又は口座振替のいずれかの方法で納付していただいていますが、平成２３年11月請求分から上下水道料金として2ヶ月に１回奇数月に納付していただくようになります。なお、上下水道料金の内訳（水道料金・下水道使用料）は、納付書に表示します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成23年9月まで（変更前） |  | 平成23年11月以降（変更後） |
| 上水道料金　…　奇数月  下水道使用料　…　偶数月 | 上下水道料金　…　奇数月 |

2．検針について

現在、検針は上水道を奇数月に、下水道を偶数月にそれぞれ行っていますが、平成23年10月以降は上下水道として一括して偶数月に行います。なお、ご使用水量等のお知らせ（検針票）には料金の内訳（上水道料金・下水道料金）を記載します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成23年8月まで（変更前） |  | 平成23年10月以降（変更後） |
| 上水道料金　…　奇数月  下水道使用料　…　偶数月 | 上下水道料金　…　偶数月  （※ 検針時期は中旬） |

【参考】平成23年7月からの検針月について

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
| 上水道料金 | ● |  | ○ | ● |  | ● |  | ● |
| 下水道使用料 |  | ● |  |
| 調整内容 | ・9月上水道料金の検針を1ヵ月遅らせ、10月に上下水道料金として行います。 | | | | | | | |

※平成23年10月検針分ご使用水量のお知らせ（検針票）について

　ご使用水量のお知らせ（検針票）には口座振替済金額を記載していますが、下水道使用料（8月31日口座振替分）については、一括請求による料金調整期間のため振替済金額を記載することができません。下水道使用料を口座振替で納付している方には別途通知書を送付します。なお12月検針分からはご使用水量のお知らせ（検針票）に記載します。

3．上下水道料金の調整について

上下水道料金は、基本料金（使用の有無に関わらず一律に負担していただく料金）と超過料金（使用水量に応じた料金）から成り立っています。

現在、上水道料金における基本料金と超過料金の請求月のずれ、上水道料金と下水道使用料の請求月のずれがありますので、それらを合わせるために次のとおり調整を行います。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 請求月 | | 変更前（現在） | | | 調整期間 | | | 変更後 | | |
| 平成23年7月 | 平成23年8月 | 平成23年9月 | 平成23年10月 | 平成23年11月 | 平成23年12月 | 平成24年1月 | 平成24年2月 | 平成24年3月 |
| 上水道料金 | 基本料金 | 6・7月使用分 | 基本料金と超過料金の請求月にずれがあります。 | 8・9月使用分 | 下水道使用料の請求月を1ヶ月ずらして請求月を上水道料金に合わせます | 10月使用分 |  | 11・12月使用分 |  | 1・2月使用分 |
| 超過料金 | 4・5月使用分 |  | 6・7月使用分 |  | 8・9・10月使用分 |  | 11・12月使用分 |  | 1・2月使用分 |
| 下水道使用料 | 基本料金 |  | 6・7月使用分 |  | ● | 8・9・10月使用分 |  | 11・12月使用分 |  | 1・2月使用分 |
| 超過料金 |  | 6・7月使用分 |  | ● | 8・9・10月使用分 |  | 11・12月使用分 |  | 1・2月使用分 |
| 料金請求 | | 上水道料金 | 下水道使用料 | 上水道料金 | なし | 上下水道料金 | なし | 上下水道料金 | なし | 上下水道料金 |
| 調整内容 | | ・上水道料金における基本料金と超過料金の請求月のずれを、平成23年11月に基本料金1カ月分、超過料金を3ヶ月分請求することで解消します。  ・下水道使用料の平成23年10月請求分を1ヶ月後ろにずらし、3ヶ月分を平成23年11月に請求することにより、下水道使用料の請求月を上水道料金の請求月に合わせます。 | | | | | | | | |
| 料金について | | 平成23年9月請求分まで（変更前）　…　奇数月に上水道料金を偶数月に下水道使用料を請求しています。  平成23年11月請求分（調整期間）　…　下水道使用料の請求が1ヶ月後ろにずれて使用期間が3ヶ月になることなどから請求金額は上がります。  平成24年1月請求分（変更後）　　…　使用期間が2ヶ月分の上水道料金と下水道使用料を一括して請求します。  ※上水道のみを使用している場合は新たに下水道使用料が請求されることはありません。  ※下水道のみを使用している場合は新たに上水道料金が請求されることはありません。 | | | | | | | | |

４．使用者（名義）・支払い方法・口座情報について

現在、上水道料金と下水道使用料で、名義・納付書の送付先・支払方法（納付書・口座振替）・口座情報等の登録情報に相違がある場合は、上水道料金の内容に統一させていただきます。名義や支払い方法等の登録内容に相違がある方には後日文書でお知らせいたします。

　また、開栓に伴う諸手続きや口座振替依頼は、上水道と下水道でそれぞれ手続きを行っていただいていますが、統合後は、窓口が一元化され上下水道として届出を行っていただくようになります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成23年9月まで（変更前） | 名義・納付方法・口座情報 |  | 平成23年11月以降（変更後） | 名義・納付方法・口座情報 |
| 上水道料金 | それぞれで登録 | 上下水道料金 | 上水道料金の内容に統一 |
| 下水道使用料 |